

# 令和 2 年 第 1 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

開催年月日	令和2年1月24日(金)					
開催場所	白岡市役所4階特別大会議室					
開催時間 及び宣告者	開 会	午前 9時00分	議 長	進 藤 貴 一		
	閉 会	午前 9時43分	議 長	進 藤 貴 一		
議 長	進 藤 貴 一	臨時議長		仮議長		
委 員 出 席 状 況	農 業 委 員			推 進 委 員		
	席次番号	氏 名	摘 要	席次番号	氏 名	摘 要
	1	吉 澤 眞 吉	出 席	1	齋 藤 美 佐 夫	出 席
	2	鈴 木 健 一	欠 席	2	長 澤 い と	出 席
	3	関 山 功 一	出 席	3	吉 田 敏 雄	出 席
	4	進 藤 貴 一	出 席	4	大 久 保 要 夫	出 席
	5	小 野 田 憲 司	出 席	5	細 井 和 夫	出 席
	6	小 島 俊 雄	出 席	6	渡 邊 明 子	出 席
	7	八 木 橋 健 一	出 席	7	飯 田 孝	出 席
	8	江 原 勝	出 席	8	安 野 和 好	欠 席
	9	井 上 日 出 巳	出 席	9	山 岸 良 一	出 席
	10	岩 上 賢	出 席			
	11	荒 井 肇	出 席			
	12	白 石 富 子	出 席			
	13	江 口 泰 夫	出 席		出席者	21名
14	大 山 峰 夫	出 席		欠席者	2名	
議事参与制限 を受ける委員			会長からの 出席要請者	農政課	説明員2名	
事務局	事務局長	嶋 崎 徹	主幹	手 島 淳		
	主査	大 塚 一 隆	主任	塩 村 孝 太 郎		
	主任	安 藤 寛 子				
説明員	主幹	手 島 淳	主査	大 塚 一 隆		
	主任	塩 村 幸 太 郎	主任	安 藤 寛 子		
会議次第	別添のとおり		配布資料		別添のとおり	

## 審議事項

- (1) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について

## 協議報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (4) その他

議 事 の 経 過

発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	皆さんおはようございます。定刻となりますので、ただ今から、令和2年第1回農業委員会総会を始めさせていただきます。
局長	はじめに、進藤会長からごあいさつを申し上げます。
会長	あいさつ（省略）
局長	<p>本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくお願いいたします。なお、傍聴人に申し上げます。</p> <p>お手元の『傍聴人心得』を良くお読みいただき、傍聴くださいますようお願いいたします。</p>
局長	<p>現在の出席委員は農業委員13名、推進委員8名でございます。</p> <p>農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【開会 午前9時00分】</p>
議長	現在出席委員13名であり定足数に達しておりますので、これから第1回総会を開会いたします。
議長	議事録署名委員に江口委員、大山委員を指名いたします。
議長	まず初めに事務局から発言を求められていますので、事務局の発言を許可します。
事務局	本日、審議を予定しております、総会資料4ページの協議報告事項1の申請人について訂正がございました。お手元に訂正書類を配布させていただきましたので、お願いいたします。
<u>議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見</u>	
議長	日程第1 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	<p>議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可につきまして、御説明いたします。今回案件は1件でございます。</p> <p>総会資料の2ページ目を御覧願います。</p> <p>番号1から3につきましては、資材置場敷のため、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転するものです。</p> <p>譲受人につきましては、申請地付近に既存の資材置場を所有しており、事業拡大に際して、資材の管理や業務の効率の高さを考え、今回申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。</p> <p>また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われまます。</p>

議長	説明が終了しました。これから番号1から3の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	議案第1号 番号1から3について1月18日に現地確認をいたしました。地図は1ページでございます。転用理由は事務局説明のとおり、資材置場の事業拡張のための申請です。現在、農地として使用されております。今回の転用は周りの農地等に影響がないと判断いたしました。転用理由や付近の状況から転用はやむを得ないと思われます。
議長	報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
委員	資材置場とは何の資材置場か。
事務局	今回、付近に中間処理場を設けている業者です。そちらで解体されたものを今回申請のあった農地に一時置場として利用するためと伺っています。
委員	当該業者については産廃中間管理施設業と思われますが、機械を置くのか、産廃を置くのか。今の説明だと産廃を置くようにも受け取れたが。
事務局	機械を置くというよりは、資材を置くための目的と伺っている。コンテナを設置し、その中に各地で作業をするための資材を置くというものです。
委員	各地で作業をするための資材と発言があったが、集めてきた産廃を置くものではないということによいか。
事務局	産廃を置くものではないと伺っている。
委員	万が一、隣接する農地に影響がないかと思ひ質問をさせていただいた。
議長	●●委員から発言があった通り、現地に野積みになったりすることのないよう、事務局からも指導をお願いしたい。他に意見はありますか。
委員	今回の申請は、所有権の移転を伴うものか。
事務局	今回の申請は農地法5条申請のため、農地法3条申請とは異なるものです。よって、譲受人である法人に対する要件は特段備えてはおりません。
委員	農地法3条の申請ではないのか。
事務局	今回は農地法3条の申請ではなく、農地法5条の申請です。
委員	話が重複するが、農地の現況はどうなっているのか。
事務局	申請の利用計画図によると、隣地の農地に被害が及ばないよう、被害防除を施した状態と隣地との距離をとった上で、コンテナを置くと伺っています。
委員	隣地に迷惑がかからない状態というならよいと思われる。
委員	案内図で見ると進入路、接続道路が分からないのだが。

事務局	元荒川と工業団地の東側から進入する形となっている。
議長	他に御意見等ございますか。
	[質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については、事務局の説明及び地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性から地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。
	[異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第1号については、原案のとおり決定します。
議長	以上をもちまして、議案第1号に係る議事を終了いたします。
<u>協議報告事項1 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
<u>協議報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
議長	協議報告事項1 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、協議報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項1 農地法第4条第1項第7号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は1件でございます。 総会資料の4ページ目を御覧願います。  番号1につきましては、住宅敷のための転用です。  協議報告事項2 農地法第5条第1項第6号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は2件でございます。 総会資料の5ページ目を御覧願います。  番号1および番号2につきましては、住宅敷のための転用です。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。  [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知</u>	
議長	続きまして、協議報告事項3、農地法第18条第6項の規定による通知について

<p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>を事務局から説明をいたさせます。</p> <p>協議報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知について でございますが、今回報告は2件でございます。</p> <p>総会資料の6ページ目を御覧願います。</p> <p>番号1および番号2につきましては、令和元年12月2日に届出のあったものです。</p> <p>説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等伺います。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p> <p>[質疑等なしという声あり]</p>
<p><u>協議報告事項4 その他</u></p>	
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>質疑もないようですので、協議報告事項4その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。</p> <p>協議報告事項4 その他 について でございますが、</p> <p>○農地利用最適化1・1・1運動について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度もご報告いただきましたが、今年度につきましても、農地利用最適化1・1・1運動の1年間の取り組み内容のご報告をお願いするものです。</li> <li>・お配りしております農地利用最適化1・1・1運動報告書をご覧ください。提出用と書かれた、こちらがご報告をいただく様式となっております。2枚目には「2 取組内容」の主な活動事例をあげさせていただいております。農業会議から示されている要領につきましても参考として付けさせていただいておりますので、お読みいただきまして作成いただければと思います。</li> <li>・昨年度と同内容というわけではありませんが、各委員さんに昨年度ご提出いただいた書類を添付しておりますので、こちらも参考に作成いただければと思います。</li> <li>・こちらにつきましては、必ず一つは事例の報告をいただければと思います。活動内容の※（こめじるし）にも記載されておりますが、活動の契機や実施内容など、できるだけ細かく、具体的にご記入いただければと思います。</li> <li>・こちらの報告書につきましては2月の総会時にご提出いただければと思います。お忙しいところ誠に恐縮ですが、よろしく願いいたします。</li> </ul> <p>○令和元年度 農地活用世話人活動実績報告書について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お配りしている令和元年度 農地活用世話人活動実績報告書をご覧ください。こちら提出用と書かれているものです。</li> <li>・こちらは委員の皆さんが行っていただいた農地活用世話人活動について、年間1万円を限度として活動成果に応じてお支払いする能率給を計算するために必要な報告書となります。</li> <li>・昨年度もご報告いただきましたが、今年度につきましても、1年間の活動実績</li> </ul>

のご報告をお願いするものです。

- ・報告書①から⑥に書かれている活動内容について、今年度4月から行っていただいた実績をご記入いただき提出くださるよう、よろしくお願いいたします。
- ・各委員さんに昨年度ご提出いただいた書類を付けさせていただいておりますので、こちらを参考に作成いただきまして、ご提出をお願いいたします。
- ・こちらの報告書につきましても2月の総会時にご提出いただければと思います。お忙しいところ誠に恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

○農業委員会活動記録簿の記入について

- ・別添のとおり、農業委員会活動記録簿の記入について確認と必要に応じて過去の記録簿の見直し、追記をお願いします。
- ・この記録簿は、県交付金等の会計監査の証拠書類でもありますため、会計監査で指摘を受けないために御協力をお願いします。

○農業委員会活動記録の提出について

- ・提出がお済みでない方は、総会後に提出をお願いします

○来月の農地パトロールについて

- ・2月4日 小島委員・篠津地区推進委員
  - ・2月18日 江原委員・大山地区推進委員
- 必要に応じて日程変更をお願いします。

○来月総会

- ・2月25日（火）午前9時
- ・議事録署名委員の江口委員、大山委員の両委員は来月印鑑をお願いします。

○来年度の総会の日程について

- ・来年度の総会の日程について、別紙のとおりとなりますので確認をお願いします。

○人権に関する研修について

- ・来月総会後に、人権に関する研修を45分程度で予定しています。

○農業委員・農地利用最適化推進委員用ポータルサイトの開設について

- ・全国農業会議所より農業委員・農地利用最適化推進委員用ポータルサイトの開設について通知がありました。通知の写しを配布しましたので、ご活用ください。

以上で、協議報告事項4その他を終わります。

議長

内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。

委員	1点目として、議案第1号の譲受人が所有している土地については、農地パトロールの対象地域となっている所がある。それに関係する人が用地の取得ができるのか。2点目として、半年程前に白岡市の中にソーラーは作らないという話と今回の資材置場とはどのように違うのか。
事務局	ソーラーについては、今回の申請地の隣になりますが、1種農地ではなく、2種農地に該当する場所であり、転用についてはある程度要件が備わっていれば転用は可能な地域となっている。白岡については今回の元荒川と工業団地に挟まれた場所は太陽光発電を認めると許可が下りている。よって太陽光発電を認めている以上資材置場を認めないというのは根拠として乏しいものとなるため、そういった観点からこの地域についてはやむを得ないと判断をした。
委員	白岡の農業委員会の方針というならば従わざるを得ない。その地域にはまだ農地として残っている場所がある。今後、太陽光の設置希望があれば認めるということがこの委員会の方針として理解してよいのか。
事務局	この地域については前例もあるため、要件を備えていれば転用することになると思う。
委員	今回の転用地のように農地パトロールとなっている対象地は他にあるのか。
事務局	以前はそのような場所があったと聞いたが、現在は解消されている。
委員	1月7日辺りに農地パトロールを行った。今回の件で農業委員会の方針としてはどうするのか。
事務局	一時期は盛土のようになっていたが委員会の方から撤去するよう伝え、更地となっている。その後も何か置かれたり変化があると困るため、パトロールの一環としてお願いしているところである。
委員	農地パトロールとなる対象者が農地取得することに問題はないのか。
事務局	現在は土地も更地となっており解消されている。問題となった土地の所有者は現在、別の所有者となっており、直接的な関係はない。
委員	その地域は今後、農地パトロール地域対象外としてよいのか。
事務局	今後は農地パトロール地域としては除外される。
委員	農業者が農地を買うというルールがある。農地を守る観点からすれば、ずれているように思われる。要件を整えば認められるが、どこかでガードすることも必要なのではないか。
委員	基本的に農地を守るということは、農地法3条に基づいて申請をする場合であり、今回の申請は法律が異なるものである。ただ、今回は転用が目的である。よって権利を移転するのはよいと思う。転用自体が良いのかそうでないのかが問題なのではないか。農地法3条と農地法5条は法律の質が違う。よって譲受人が取得するため

<p>議長</p>	<p>の転用目的が問題である。先ほど●●委員がおっしゃったように、転用場所に問題のあるものが置かれると困るということである。そこから隣地への影響が心配である。なので、資材置場としてどのようなものを置くのかということである。今回の件に対し許可していいものなのかという疑問があった。</p> <p>今回の譲受人の場合は、現在是正されている。その申請地に対し、農地パトロールをしていたが許可申請をしていいのかということだと思う。現在は是正をされたので事務局は議題としてあげたのだと思われる。</p>
<p>委員</p>	<p>現状是正されているのかが疑問である。</p>
<p>議長</p>	<p>現状は更地にされているということなので、これ以上でもこれ以下でもということではない。</p>
<p>委員</p>	<p>先ほどの2種農地の転用について、過去にソーラーを認めているということで今回の資材置場もやむを得ないということであるが、資材置場と太陽光のソーラーパネルとうものは性質が全く違うものである。太陽光の場合はパネルの下で営農できるということで、特例的に認めたものである。資材置場とは違うものである。その辺りの線引きをもう少し明確にしておいた方がよいと思う。このままだと2種農地は条件が揃えば認めていかなくてはいけなくなってしまう。今回の例は、問題のあるものを資材置場に置かれてしまうのではないかという心配が出てきている。慎重に対応したほうがよいのではないかと思い、先ほど質問をさせていただいた次第である。個人的にもう少し許可条件をきちんとしておいたよいと思う。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局も総会で意見があったということで慎重に対応していただきたい。</p>
<p>委員</p>	<p>今回の案件で許可進達をして県では許可をそのまま通してしまうのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>今回の件については事前に県へ相談をさせていただいており、不許可にはならないであろうという見込は頂いている。</p>
<p>議長</p>	<p>他に御意見・御質疑等ございますか。</p>
<p></p>	<p>[質疑等なしという声あり]</p>
<p>議長</p>	<p>以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。</p>
<p style="text-align: center;">【閉会 午前9時43分】</p>	